



平成 25 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

当社等による国家賠償請求訴訟提起のお知らせ

当社並びに当社連結子会社等は、他 11 名の原告と共に、平成 25 年 6 月 6 日に被告を国として、証券取引等監視委員会（以下、「同委員会」といいます。）により平成 22 年 6 月 8 日に行われた、いわれのない強制調査につき、違法な令状請求を主な理由として、当社等が被った損害の賠償を求める国家賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起いたしましたのでお知らせいたします。

1. 訴訟の内容

原 告	昭和ホールディングス株等
被 告	日本国
提 起 日	平成 25 年 6 月 6 日
提起した 裁 判 所	東京地方裁判所
提訴内容	証券取引等監視委員会の行った調査に伴う損害の賠償請求

2. 今後の見通し

本訴訟につきましては、当社から国に対し金銭的補償を求めるものでございますが、当社の今期の業績に与える影響は軽微であります。

これまで同委員会の調査により、取引先、従業員、株主の皆様には多大なご心配をおかけして誠に申し訳ございませんでした。

当社といたしましては、微力ながらも、本訴訟を提起して同委員会の責任を追及することが、当社等の損害ないし信頼を回復することのみならず、日本の証券市場の正常化に資するものと確信しております。

今後とも、中期事業計画の実現に向け業績伸張、企業価値向上を目指して邁進して参りますので、本件につきましても何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細ならびに今後の進行等につき、当社ウェブサイトをご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上